

324 東京帝国大学助教授平井三次・同菊井維大私立中央大学  
へ出講許可他に付報告案 [大正十四年五月四日]

大正14年5月4日

書記官

庶務課

(飯塚備太郎) (矢野厚)

④

④

(野口広二) ④

案

年月日  
文部大臣宛

総長

(欄外注記1)  
本学ニ於テ左記之者ニ頭書之通各大学ニ於テ講義受嘱之件(但報酬未定)許可致候条此段及報告候也

記

年月日	許可	学校学科	講義	職氏名
大正十四年五月四日		中央大学 英吉利不動産法講義	一週一回 二時間	東京帝国大学助教 平井三次
同		慶応義塾大学 憲法講義	同	同 宮澤俊義
同		中央大学 独逸民事訴訟法講義	同	同 菊井維大

以上

大正十四年5月4日

書記官 (西山政猪)  
(古在由直) ㊦

庶務課

(飯塚悌太郎) (矢野厚) ㊦  
(堀越英二) (野口広二) ㊦

案

東京帝国大学助教 平井三次

(欄外注記2)  
本年四月二十七日付願中央大学ニ於テ英吉利不動産法講義應嘱ノ件許可ス  
年月日  
総長

供閱 出講願 (朱書) ㊦  
(報酬未定ノ趣ニ候)

私儀

今般中央大学に一週一回木曜日午前十時より十二時迄英国不動

産法を出講致度存候間此段御許可相成度願上候也

大正十四年四月二十七日

東京帝国大学助教 平井三次 ㊦

東京帝国大学総長 古在由直殿

大正十四年5月4日

書記官 (西山政猪) ㊦  
(古在由直) ㊦

庶務課

(飯塚悌太郎) (矢野厚) ㊦  
(堀越英二) (野口広二) ㊦

案

東京帝国大学助教 宮澤俊義

(欄外注記3)  
本年四月廿四日付願慶応義塾大学ニ於テ憲法講義應嘱ノ件許可ス  
年月日  
総長

出講願

庶務課

(報酬未定ノ趣ニ候)

助教授 宮澤俊義 ㊦

私儀今般慶応義塾大学ニ於テ憲法講義致シ度(但シ一週一回二時間)候間御許可被下度此段願上奉候也  
大正十四年四月廿四日

東京帝国大学総長 古在由直殿

書記官 (西山政猪) ㊦

庶務課

(飯塚悌太郎) (矢野厚) ㊦

大正十四年5月4日

今般中央大学に一週一回木曜日午前十時より十二時迄英国不動

三五三

総長 (古在由直) ㊦

(堀越英二) (野口広二) ㊦ ㊦

案

東京帝国大学助教授 菊井維大

(欄外注記4) 本年四月二十九日付願中央大学ニ於テ独逸民事訴訟法講読応嘱ノ件許可ス

年 月 日

総 長

大正14年5月4日 庶務課

供 閱 出講願 (朱書) (報酬未定ノ趣ニ候)

私儀

本学年中央大学ニ於テ毎週木曜日午前八時ヨリ同十時迄独逸民事訴訟法教科書講読致度候ニ付テハ御許可相成度此段願上候  
大正十四年四月二十九日 助教授 菊井維大 ㊦

東京帝国大学総長 古在由直殿

(欄外注記1)

「帝国大学総長職務規程」(抹消) (大野厚) 第一条ニヨリ本件ハ総長ノ判行ニ任ス ㊦

(欄外注記2)

「5月4日送達済」

(欄外注記3)

「5月4日送達済」

(欄外注記4)

「5月4日送達済」

「検印録」自大正十三年至大正十四年、㊦ F 19」